

令和3年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和3年 2月22日 午前10：00

○散 会 午後 3：15

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	産 業 課 長 佐々木 涉
都市建設課長 畠 山 修	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------



令和3年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和3年 2月22日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 議案第 2号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 3号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 4号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 5号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 6号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 8号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 9号 潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 10号 潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 11号 潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 15 議案第 12号 第2次潟上市総合計画後期基本計画（案）について
- 日程第 16 議案第 13号 潟上市地域福祉計画第3期（案）について
- 日程第 17 議案第 14号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）について

- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 2 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 4 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 令和 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 3 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 9 予算特別委員会の設置について
- 日程第 4 0 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 4 2 同意第 1 号 潟上市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 3 同意第 2 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 4 4 同意第 3 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 4 5 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番瓜生 望議員、6番佐藤敏雄議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの17日間に決定致しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

**【議会運営委員会の報告】**

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は2月12日に提出予定議案、会期日程等を議題として委員、正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長及び福祉保健部長の出席のもとに開催をしております。

2月18日には一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として委員、正副議長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けたあとに予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、2月26日に特別委員会を開催し補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

次に、議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者でありましたので、2月24日の1日で終了し、25日は本会議を休会と致します。

抽選の結果につきましては、2月24日水曜日の1番目に11番伊藤正吉議員、2番目に12番藤原典男議員、3番目に3番菅原理恵子議員、4番目に6番佐藤敏雄議員、5番目に1番鈴木壮二議員の順となりましたので宜しくお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き一般質問は効率的に節度をもってを念頭に行うことを確認しておりますので、趣旨をご理解のうえ適切に対応くださるようお願い致します。当局におかれましても、答弁等の対応は同様に効率的に行うようお願い致します。



最後に、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも2月26日金曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

なお、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き議事運営等について効率的に行うようお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

**【日程第4、行政報告（施政方針）】**

○議長（西村 武） 日程第4、市長の行政報告、施政方針を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） 令和3年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和3年度予算編成の概要を申し述べます。

はじめに、私の市長任期の最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、社会のあり方・価値観が大きく変化した年でありました。

令和3年度の経済財政運営にあたって政府は、新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向け、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を掲げ、行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化等によるデジタル社会の実現とともに2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組むこととし、また活力ある地方を創るべく中小企業の生産性向上や、観光・農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし地方を活性化するなどとしています。

本市においても、こうした国の動きを受け、令和3年度を初年度とする本市の行政運営上の最上位計画となる第2次潟上市総合計画（後期基本計画）及び潟上市総合戦略に基づき、地域経済の再生と人口減少問題の克服、行政や学校等のデジタル化の推進、観光や農林水産業の振興などについて、各種施策を推し進め、活力ある潟上市の持続可能性をさらに高めていく取り組みが未来に引き継がれるよう、引き続きこれまでの基本姿勢としてきました対話と交流を貫き、議会や市民の皆様と共にチームかたがみで残された任期に全力を注いでまいります。

令和3年度予算編成について、令和3年度当初予算は骨格予算として編成しておりますが、継続して取り組むべき事業のほか、重要課題として取り組むべき事業については

予算計上しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ141億3,000万円で、前年度と比較して28億8,900万円、17.0%減となっています。

本市の財政状況は、地方交付税の大幅な減額及び大規模事業の実施による公債費の増などにより依然として厳しい状況が続いていますが、令和3年度を初年度とする第2次潟上市総合計画（後期基本計画）に盛り込まれる諸施策を推進するため、職員の創造力と行動力を結集させて取り組んでまいります。

そして、令和3年度の潟上市の重要課題は、1、第2次潟上市総合計画に基づく地方創生の推進、2、子ども・子育て支援の充実、3、市民の健康寿命の延伸、4、新型コロナウイルスワクチン接種の着実な実施の4点であると捉えており、これらに関連する諸施策の推進により、課題解決に向けた取り組みを着実に推進します。

#### 1、第2次潟上市総合計画に基づく地方創生の推進

本市では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする第2次潟上市総合計画（長期ビジョン）に基づき、これまで前期基本計画に各種施策と目指すべき方向性を盛り込みながら、本市の将来像実現のためのまちづくりを推進してきました。この間、少子高齢化の加速による人口減少をはじめ、大規模自然災害の発生やICT（情報通信技術）の進展など社会情勢は刻々と変化し、特に新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、これまで類を見ない新たな脅威として私たちの日常生活に大きな変容をもたらしました。このような状況において、新しい生活様式を取り入れながら社会の変化に対応するため、前期基本計画の検証を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定作業を進めてきました。

後期基本計画では、新たに第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点テーマとして位置づけ、効果的かつ重点的に計画を推進することとしています。少子高齢化や人口減少社会の進行、環境問題や安心安全に対する意識の高まりなど多様化する市民の価値観への対応に加え、ICTを活用した取り組みによる地域産業や公共サービスの高度化・効率化、そして国際社会共通の目標とされるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り込むことにより、地方自治体としての責務と自覚を新たな潮流として捉え、本市の将来像、みんなで創るしあわせ実感都市潟上の実現を目指します。

#### 2、子ども・子育て支援の充実

令和2年4月に妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して妊

娠・出産・子育てができるよう潟上市子育て世代包括支援センター「かたるん」を開設しました。

妊娠期からの子育て支援として子育て支援情報を発信するアプリの導入や妊産婦教室、産後の身体的ケアや育児指導が必要な場合は、産後ケア事業を行い早期に支援を行うなど、安心して子育てができる取り組みを一層推進します。

また、すべての子どもと家庭等を支援するため、福祉に関する実情の把握に努めるとともに、情報の提供や相談に応じ、調査・指導等必要な支援を行うための拠点として、令和3年度から新たに福祉事務所内に潟上市子ども家庭総合支援拠点を設置します。本市では、2人の子ども家庭支援員を配置し、関係機関等と連携を図りながら必要な支援に努めます。

待機児童の解消に向け「天王こども園（仮称）」を整備するとともに、民間事業者が運営する施設との連携強化を図ります。また、昭和こども園に加え新たに天王こども園（仮称）においても、体調不良児対応型の病児保育を実施するほか、予防接種費用や医療費などの経済的支援の継続を含め、子育て環境の充実を図ります。

さらに、総合教育会議の開催を通じ教育施策の方向性を共有し、教育に関する大綱に基づく教育環境の充実にも努めます。

今後も、教育委員会と連携しながら教育政策の方向性を共有し、次代を担うひとつづりを一体となって進めます。

なお、具体的な施策等については、こののちの教育行政の方針で教育長が述べますので宜しくお願い致します。

#### 主な事業

子育て世代包括支援センター事業1,247万円

子ども家庭総合支援拠点設置事業（新規）254万円

#### 3、市民の健康寿命の延伸

県内では、比較的若い世代の比率が高い本市にあっても高齢化は着実に進んでおり、今後もまちの活力を維持していくためには、高齢者はもとよりすべての世代の市民の皆様から健康づくりに興味をもっていただき、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めていくことは重要な課題であると認識しています。

この課題に対応するため、平成30年10月にオープンした防災・健康拠点施設「トレイクかたがみ」は、昨年10月に来館者数10万人を達成し、各種健康教室やトレーニング

ルームの利用のほか、様々なイベント等で活用されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一旦減少した利用者数も現在回復傾向であり、今後も十分な感染症対策を講じながら市民の皆様の健康づくりの拠点施設として、健康寿命の延伸につながるよう取り組みを進めます。

また胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の罹患率の高い年齢層を対象とする検診費用の無料化を実施し、疾病の早期発見と重症化の予防につなげます。

また集団住民健診では、新型コロナウイルス感染症対策として定員を設けるなど、健診会場が密にならないよう対策を施します。

さらに、精密検査費用の一部助成とがん治療のために、頭髪を失った方や乳房切除された方に対して、医療用ウィッグや乳房補正具の購入助成を行い経済的負担の軽減を図ります。

自殺対策事業につきましては、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目標とした潟上市自殺対策計画を、平成30年度に策定し事業を推進しています。市民一人ひとりが周囲の人への寄り添いや、支え合いについて考えていくことができるよう本事業を継続していくとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、環境変化による身体的、精神的ストレスや経済的不安を抱えている人に対しても、健康相談やこころの相談支援などきめ細かな相談を行うなど、自殺予防対策に関し積極的な取り組みを実践します。

#### 主な事業

防災・健康拠点施設事業4,301万円

がん検診事業3,494万円

風しん追加的対策事業669万円

地域自殺対策強化事業156万円

#### 4、新型コロナウイルスワクチン接種の着実な実施

現在国では、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染症のまん延を防止するためのワクチン接種を実施するため、欧米の製薬会社3社とワクチン供給の契約を結んでおります。一部は国内でも治験が開始され、2月14日には米国ファイザー製ワクチンが承認されるなど、接種に向けた動きが加速しています。

接種順位は、まず2月中旬に医療従事者等へのワクチン接種が開始され、4月以降に

65歳以上の高齢者への接種が予定されています。

本市においても、市民の生命及び健康を守るため、総力をあげてその対策に取り組み、接種を希望する市民の皆様に円滑な接種が可能になるよう、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し準備を進めています。

市民へのワクチン接種は接種券を配布し、公共施設を会場に行われる集団接種と、市内医療機関での個別接種を組み合わせる予定で現在、医師会や医療機関との協議を重ねています。

今後は国や県の方針等のもと、ワクチン接種の優先順位を踏まえながら、市民が安心してワクチン接種を受けられるように万全を期してまいります。

#### 主な事業

新型コロナウイルスワクチン接種事業 1億1,439万円

終わりに、以上が令和3年度の施政方針及び重点事業です。

私は、市長就任時の所信表明で、潟上市政運営の基本理念である参画と協働を私の市政においても踏襲するとともに、第2次潟上市総合計画に基づいた諸施策を市民・市議会・行政のチームかたがみで推進していくことによりみんなが幸せを実感できるまちを目指すとし、教育環境の整備、健康寿命の延伸、企業誘致など様々な施策に取り組んできました。いずれの事業につきましても市民参画を基本とし、市民と議会・行政が協働し、着実に推進できたものと捉えています。

意志あるところに道は開けるとい言葉があります。今後も強い意志を持ち、市民・議会・行政が対話と交流を重ね、幸せ実感都市・潟上と、その先にある持続可能な潟上市が実現することを願ってやみません。

議員各位並びに市民の皆様には、今後も市政への一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

#### 【教育長の行政報告（教育行政方針）】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告、教育行政方針行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

それでは、市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

はじめに、世界が新たな感染症と向き合い、新しい生活様式のあり方を模索し実行していくことを余儀なくされたこの1年、思いもかけない幾多の課題に直面した年となり

ましたが、議員の皆様はじめ様々な皆様からご指導を賜り、一つひとつの課題を解決しながら進めることができましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

これまでと異なり、市民の皆様が各学校や各園、公民館・図書館などに足を運んでいただく機会が少なくなってしまう中においても、子どもたちが学び、成長する姿を様々な形で応援し、御支援くださる市民の皆様の姿を通して、園や学校への関わりをきっかけとして、協働のまちづくりが一步また一步と前進していく手応えを感じました。

さて、市の防災無線放送では、安全・安心なまちづくりの一環として、児童生徒の交通安全や不審者事案の未然防止をねらいとした夕方の定時放送を行ってきましたが、昨年9月からこの放送のアナウンスを市内の小・中学生が担当しております。学校と地域との交流がままならない状況の中で、子どもたちの声を地域にお届けするとともに、子どもたちにはまちづくりへの参画意識を高めることにつなげたいとの願いから始めた取り組みでした。閉塞感を拭いきれない現下の情勢において、子どもたちの声によって、まちに元気や明るさを届けることができているのであれば幸いです。災害時や緊急時に備えた役割をもつ防災放送の趣旨を尊重しつつ、児童生徒によるアナウンスの継続を検討していきたいと考えております。

録音のため市役所の防災無線室に訪れる子どもたちに私は、今は目の前にいらっしやらないけれど、マイクの向こうに3万2,000人の市民の方々がいて、あなたの声を受け取ってくださることを想像しながら録音に臨んでほしいと伝えます。私は、こうして一人ひとりの潟上の子どもたちがこのまちで生まれ、育ち、このまちの営みに自分たちなりに参画して、心豊かにたくましく育ってほしいと願います。

また、コロナ禍にあって中止が相次いだ生涯学習事業の中で、実施できた事業として潟上市書道展がありました。例年より出品数が多く、市民の皆様がこうした機会を生かして生涯学習を盛り上げていこうという気運を感じ、心強く思いました。

逆境を好機に変え、今できることを、今会える人たちと手を携えて、今しかできない何かを生み出していこうとする、子どもたちや市民の皆様の前向きなエネルギーに支えられて、着実に学びの足跡を残すことができたことはまさに潟上の誇りです。

こうした一人ひとりの皆様のエネルギーを真摯に受け止め、次の時代の人づくりを目指し、生涯の切れ目ない学びの基礎をつくる子ども・子育て支援や学校教育のさらなる充実に努め、未来に向かって心豊かにたくましく生き抜く子どもたちを育ててまいります。そして、主体的な活動に取り組む仲間の輪が広がり、地域活性化につながるまちづ

くりを進めてまいります。

以上の令和3年度の教育行政運営にあたっての基本姿勢を踏まえ、次代の人が育つ生涯学習都市、市民が豊かに生きる力を育成し生涯にわたり切れ目のない学びができる潟上市を目指して、次の3点の課題解決に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

#### 1、子ども・子育て支援の充実

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域の全ての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりの推進を基本理念とした、潟上市子ども・子育て支援事業計画の第2期計画に基づき、子ども・子育て支援に係わる各種施策の取り組みを継続的に実施します。

子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の3つの視点から教育・保育の充実に努め、生きる力の基礎を養うために、市で運営する就学前施設において、各園の教育・保育計画に基づき適切な園運営に努めます。

また、追分地区における民間事業者の小規模保育施設の開設については、3月上旬に「追分みなと園」が、4月に「ニチイキッズ天王みなみ保育園」が新規開設を予定しています。両施設の開設により未満児、すなわち0歳から2歳までの子どもの保育の受け皿が拡充し、保護者の就労等により保育が必要な子育て世帯の支援につながります。今後は、これらの小規模保育施設を卒園する2歳児が継続して教育及び保育を受けることができるように、市や民間事業者が運営する施設との連携を強化します。

「天王こども園（仮称）」の整備工事については現在、園舎躯体の施工を進めています。令和3年9月下旬の開園を目指し、引き続き関連工事等を進めます。

なお、幼保連携型認定こども園設置に係る認定等の手続きが必要となるため、本定例会には関係条例の一部改正案を提出しております。

でと児童クラブの整備工事については概ねスケジュールどおりで、現在施設内の内装工事及び設備機器設置を進めており、今後は令和3年3月下旬の完成を目指し外構整備等を実施します。完成後は、現在利用している集会施設から移転し、令和3年4月1日に開所します。

放課後児童クラブの運営において国では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し原則開所することとしています。児童の施設内での密集や生活場面での密接を回避できる実施場所の確保を図るため、利用児童数の多いおいわけ児童クラブについては、4年生以上の児童を追分地区児童館で一時的に保育することとして、保護者への説明や準備を

進めています。

保護者のご理解をいただきながら適正な事業運営に取り組み、安全・安心な生活の場の提供に努めてまいります。

#### 主な事業

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業432万円

病児保育事業950万円

#### 2、学校教育の充実

急速な情報化や技術革新、人口減少や少子高齢化が進み、社会のあり方が大きく変わろうとしています。こうした社会の激しい変化の中で、子どもたちには、単に知識を獲得し変化に対応していくのみならず、一人ひとりが学校で学んだことを生きる力とし、自らが自立して主体的に社会に関わり、未来を切り拓いていこうとする資質や能力を育てていくことが求められています。

こうした状況の下、子どもたち一人ひとりが学習の見通しをもち、自らの能力や適性に応じて主体的に学ぶとともに、友達を含めた多様な人との関わり合いの中で協働的に学ぼうと、1人1台のタブレット端末は有効な学びの手段と期待されます。この活用がより質の高い学びにつながるよう授業改善を図るとともに、ICT支援員を学校に配置し、授業における教員及び子どもたちの円滑で効果的なICT活用を支援します。

今後約10年間の学びの地図ともいえる学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、互いに連携・協働しながら教育活動を充実させることを通じて、子どもたちに未来を切り拓くための資質や能力を育てていくことが必要だとされています。ふるさと教育など地域と関わり地域に根差した活動をはじめ、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など学校と家庭、地域が共に手を携えた取り組みを一層推進します。

これまで各小・中学校は、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導と地域の特色を生かした学校運営にそれぞれ取り組んできました。しかし近年は、児童生徒数の減少が市内で広域的に進み、また出生数も減少していることから、全市的な観点に立ちながら、市全体の学校規模、学校配置等の教育環境のあり方について検討する時期を迎えています。令和3年度は、潟上市学校教育環境適正化検討委員会を設置し、子どもたちにとっての望ましい学校のあり方とその実現に向けた方策等について検討を重ねていただくとともに、教育委員会として、未来を担う潟上の子どもの育成のため、よりよ



い教育環境の確保を図ります。

主な事業

学校 I C T 環境活用支援事業565万円

コミュニティ・スクール事業115万円

潟上市学校教育環境適正化検討委員会39万円

### 3、生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の推進

市民一人ひとりが生涯にわたってあらゆる機会に学び、学びの循環をとおして市民同士のつながりを深め、学習の成果を生かすことで豊かなまちづくりにつながる生涯学習活動を推進します。

公民館事業については、新たにオープンする「天王市民センター（仮称）」【愛称「かたりあん」】を生涯学習の拠点として、天王、昭和、飯田川の3つの館が連携して事業を推進することにより、学びの目的やニーズに応じて市民が自由に学習できる場の提供に努め、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して実施する予定です。

知の情報拠点である図書館では、市民の日常生活の課題解決を支援するため様々な分野の蔵書の充実を図ります。また、未来に生きる子どもたちが乳幼児期から読書に親しみその楽しさを実感できるように、読書活動の充実と図書を手に取って読みやすい環境の整備に努めます。

子どもたちの安全と安心が確保された環境の下、子どもの生きる力や豊かな情操を育めるよう児童館活動の推進に努めます。

芸術文化協会加盟団体や郷土芸能を保存継承する文化団体など、自主的な芸術・文化活動を積極的に展開している団体を活性化するため引き続き支援してまいります。また、長年にわたって継承されてきた貴重な文化財やそれぞれの地区に受け継がれた民俗文化などについて、関係団体と連携を図り保存・保護・継承に努めます。

市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、スポーツ推進員等と連携を図りながら各種スポーツ大会の実施やスポーツ環境の整備に努めます。また、各種イベントやスポーツ大会について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して計画・実施します。

体育施設の管理運営については、新たに4月から天王総合体育館、天王中央庭球場に指定管理者制度を導入します。今後も利用者がより安全に、より快適にスポーツ施設を利用することができるように、利用者サービスの向上を図ります。

## 主な事業

郷土文化保存伝習館開館40周年記念事業466万円

東京2020オリンピック聖火リレーの実施481万円

終わりに、令和2年の秋、パラ競泳記録会で日本新記録を達成した菅原紘汰さんが、小学校6年生のときにこんな作文を書いています。「今は周りの人のお世話になることが多いけれども、みんなの役に立ちたいと思っています。ぼくができそうなのは、よい考えやアイデアを出すことです。」一人ひとりの子どもたちが自己有用感をもち、未来に向かって一步一步、歩いていくことができるように、市民の皆様の一つひとつの願いが実現に向かうように、生涯にわたり切れ目のない学びができるまち、文化の風薫る笑顔あふれるまちづくりを目指して、教育行政に携わる者がチームかたがみ一丸となって取り組んでまいります。

令和3年、石川理紀之助翁の遺跡に建つ「潟上市郷土文化保存伝習館」いわゆる「石川翁資料館」が40周年の節目を迎えます。「寝て居て人を起こすことなかれ」石川翁の教えの原点に立ち返り、今後も市民の皆様のお力をお借りしながら、着実に一つひとつ成し遂げてまいり所存です。

最後に、重ねて議員の皆様のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げ、また今後のご支援とご協力をお願い申し上げます。令和3年度の教育行政の方針と致します。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第2号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第5、議案第2号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を改め及び費用弁償に関する規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

ページ下段の第7項でございますが、鳥獣被害対策実施隊員の費用弁償の支給方針に

ついて改めるものでございます。

鳥獣被害対策実施隊員についてでございますが、平成29年度より対象鳥獣の捕獲活動等に従事している潟上市の非常勤の特別職職員であり、費用弁償としてほかの職員と同様、1日について1,000円の支給を行っております。ただ実状としましては、職務内容がほかの非常勤の特別職職員とは大きく異なることから、1日について1,000円の支給では捕獲活動等に従事した職員の負担が増すだけでございました。そのため、支給方針について見直しを行い、潟上市鳥獣被害防止計画で定める対象鳥獣のツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシが出没した際の被害防止対策活動に対して、1人1回につき1,000円を支給する方針へ改めました。

対象となる活動内容はパトロール、罠の設置及び撤去並びに捕獲鳥獣の処分等でございます。

また、併せて年額報酬を4,000円から3,000円に改めております。

これまでの報酬の額は国からの推奨額であり、近隣市町村の実態に併せたものでございましたが、活動内容の実績に応じて費用弁償を支払う方針に改めたことから、報酬の額自体は引き下げるものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 説明ありましたけれども、これ費用弁償は1,000円だけれど、別表の年額の4,000円を3,000円に下げた理由をちょっと説明していただきたい。私は今までどおりでいいじゃないかなと思いますけれども、下げた理由を説明していただきたい。

○議長（西村 武） 鑑さん、これ、産業建設常任委員会に付託することになっていきますので、あなたは所管の委員ですので。

ほかにございませんか。10番 佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1人1回につき1,000円の費用弁償を支払うということですが、これ拘束時間というか勤務時間が限定されていないようですけれども、どうなっていますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

費用弁償でございますが、本来であれば実務距離で費用弁償をやるわけでございます

が、今回実務距離の把握が、罾の見回りやクマが出没した際のパトロール等でございますので、実務距離が把握できなかったということもあります。その中で、会員の中で一番実務距離が一番遠いもの、いわゆる発生した場合に市の方に来ていただいてパトロールしていただくものを、一番遠いものを基準として費用弁償1回1,000円というという形で計算しております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 1日2回招集する場合もあるということでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

たしかに、1日2回招集ということになる場合もございます。その場合は、鳥獣被害実施隊としての罾の見回り等につきましては、基本的には1日に1回で実施していきたいという形で、規則等で今後規定してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 問題はまさに鳥獣の駆除ということなので、猟友会がその任にあたるのかなという感じもするのですが、猟友会の方々がその任にあたるのかどうかというの確認、まず致したいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市鳥獣被害対策実施隊員につきましては、天王猟友会、羽城猟友会の方々からなっております。

○議長（西村 武） 13番堀井議員。

○13番（堀井克見） 引き続いて天王猟友会、羽城猟友会ということで、組織が2つあるということだと思っておりますが、総勢それぞれどれくらいの方々が所属されているのかということが1点。当然その方々が一方の当事者、行政も当事者だけれどもその方々がまさに現場で頑張る当事者となると思いますが、対象となるべくその猟友会なりその方々と、どれくらいすり合わせなり詰めを行ったのか。そして、その方々からご理解をいただいたのかどうか。その状況と回数等々ありましたらお知らせいただきたいと思います。

併せて、先ほど1回のもの2回と、相手動物、ケダモノですから、1日に1回呑気にただ機械的に見回りすればいいと、クマなんていうものは厄介です。そういう場合は、

むしろ1日に1回どころじゃない、1日中というか2日中というか、そういう緊急事態だって当然予想されます。かつて、その浜山までクマが走ってきて翻弄されたといことだってあるわけでしょう。だとすれば、まさに危機管理、市民の安心安全からいっても、最悪なケースというものを想定の範囲に入れて、そしてこういうものの基準を定めていくというのは、まさに行政の基本中の基本だと私はそう思いますけれども、今部長から、このあと規定だとか何とかあとづけみたいなことを言ったけれどそれでいいのですか。もう少しやっぱりその詰めをきちっと詰めて、そして全体を俯瞰して物事やっていく。ただ単にこれ削ればいいなんていうことじゃないでしょう。いかがですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

このような経緯になったということと思いますが、今現在確かに堀井議員さんおしゃるとおり、クマやニホンジカ、イノシシらが出没の際に市民への被害を防ぐために、今まで潟上市鳥獣被害対策実施隊にお願いして、パトロール等出動していただいております。その際は、周辺地区のパトロールや捕獲等に携わり、それで市の非常勤特別職員として年額報酬や費用弁償を支払っております。確かに費用弁償等については、業務の特殊性からクマが捕獲されたときの処理業務に対してのみ支払われておりました。それでまた報酬につきましても、金額の根拠等が今一つわからないところがありましたけれども、国の指導というものがあまして、出動の実情にあわせる必要があるのではないかとということで、そのため、令和3年度からの新たな対応に向けて検討をしておるところでございました。この件につきましては、平成29年度から鳥獣被害対策実施隊をお願いしているところでございます。クマが出た際、実施隊員とともに活動していた営林署職員等それから猟友会等の中、事故防止会議等の中、それから令和2年10月29日でございますが、天王猟友会それから羽城猟友会の役員の方と、この件について意見交換会を実施しております。その際、両猟友会の意見としましては、出動した人に手当が増えるのは、自身の意欲にもつながるのでぜひ見直していただければというご意見をいただいております。それから年額報酬につきましても、全員が委嘱しているとはいえ、出られない方もいらっしゃるということでございました。出ていない方もいるということで、引き下げについては了承するというご意見でございました。

現在の実施隊員の数でございますけれども、62名でございます。羽城猟友会の方が37名、天王猟友会の方が25名で、合計62名となっております。

○議長（西村 武） 13番堀井議員。

○13番（堀井克見） 今問題2つくらい出てきた。1つは10月の何日、19日だか18日だか、当事者である団体の役員と協議をされた。そのときに、一番大事なことは今1点目に部長が申されましたが、報酬がアップすることが猟友会当事者の意識の向上につながると、一生懸命頑張れるエネルギーになるということです。なのに、この改正というのは逆行していませんか。要は当事者の意見を聞いたということにはならないのじゃないですか、どうですか。私はやっぱり、少なくともこういうまさに不測の事態あるいはまた不確定要素の中で、この方々だって、やっぱり危険というリスクを背負いながら、誰も行けないところをこの方が猟友会ゆえに行政の依頼を受けて活動するわけでしょう。だとすればやっぱり、その危険リスクというものを考慮に入れながら意欲が高まるような環境づくりをしてあげる、これがやっぱり私はひとつのこの行政の分野の大事な量定だと思います。ただ一般報酬と同じようにして横ばいとか下げればいいなどという、大変恐縮ですが、役所の発想ではやっぱり対応できないのであろうと思います。それが1点。

もう一つは、今検討中とか、これはランしながらやるようなニュアンスにも聞こえますけれども、やっぱり条例を改廃するときは、今現時点で考えられるすべてを網羅して、盤石なものを提案してくるのが行政の仕事です、責任です。それを思ったときに、クマ最近節度なくというか、あちこちに非常に気候の変動とか木の実とかそういう様々な影響あるでしょう外界的な変化によって。だとすれば、秋田県内例えば25市町村ありますが、それぞれ出沒だとかそういうシカとかクマとかそういうものが、頻度の比べものならないほど高い自治体が、言ってみれば参考のお手本があると思うのです。そういう方々はやっぱり一步先じた対応なりあるいは行政としてのスタンスを取っていると思います。ですからそういう方々に学ぶ意味でも、そういう先進地といいたいでしょうかそういう方々、どれくらい学びそして今回潟上の現状というものを鑑みそして条例の改廃にしようとしているのか。ただ自分たちの発想とただ10月何日に1回聞いただけでやろうとしているのか、そこあたりの時系列が流れというものを改めてしっかりと説明していただきたい。これ私3回目ですから、あと今議長から止められるということはわかっていますが、少なくとも答弁逃げのないようにきちっと答えてほしい。もし足りなければ、まさに今鑑さんも聞いていたけれども、所管でさらなる掘り下げでやっていただきたいということを申し上げたいと思います。とりあえず今私の質問にしっかりと答えてくだ

さい。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

私からまず1点目について、逆行しているのではないかという話でございますけれども、まず先ほど担当部長から説明ありましたが、猟友会等の協議の中では、今までは4,000円ということで年報酬4,000円出してきました。そしてクマを解体する、捕まえたときそのときだけに費用弁償払っていたということは、実際に見回りとかについて費用弁償出しておりませんでしたので、猟友会会員の方々によれば、実動部隊について手当てされていないというお話がありました。そしてまず先ほど、ほかの自治体の話もありましたが、その辺も兼ねて担当の方では参考にしながら、実態にあわせてやるにはどうしたらいいのかということで、まず見回り等につきましても出たら1回1,000円払いたいということ。ですから、これ1日といわずに1回としているところがミソでございます、ですからこの場合に例えば豊川で出ました、こちらの方でまた同じに出ましたとなった場合には、2回出動する場合もございます。その場合は1回、2回とカウントするということもあるということをご理解致したいということと、それから報酬を4,000円から3,000円に下げても1,000円です年間。そしてその代わりに、見回り等何回も出る場合もあります。ですから、それについては随時手当てしていきたいというのが担当の方の考え方で、ですから、予算規模としましては当然来年の方が上がるということになります。そういうことをご理解お願いしたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろいろ当局の説明聞いて、年間報酬が4,000円であっても出動しない人も、それで1回出ても報酬がないというところを是正するという意味だということは大体わかりましたけれども、多い人で何回くらい年間出動しているのかということと、それから少ない人で年間どれくらい出動しているのか、あとは出ない人はどのくらい、まるっきり出ない人はどれくらいいるのかというところの把握というのはされていますでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

平成29年度から令和2年度までのツキノワグマの出没回数につきましては、全部で54件ほどございました。その中で、令和2年度でいきますと16件ございます。パトロール

の延べ人数が32名でございます。捕獲したのが3頭ということで、大体平均して2人くらいが従事に携わっているということでございます。パトロール等につきましては、確実に2名以上で出ていただきたいということをお願いしております。出ていない人62名おりますが、やはり仕事等をしている方が多々多いですので、ほとんどの方がクマ出没の際には5、6名程度で巡回しているという実情でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ちょっと多い人、少ない人という話とそれから全然出動しないということもまず私聞きましたけれども、全然出動しないという方は仕事等いろいろあると思うのですが、人数的にはどれくらいなのかという実態も含めて4,000円から3,000円にしたと思うのですけれども、そこら辺は人数的なことはもし把握してありましたら。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 実施隊でありながら1回も出ていないという方につきましては、ちょっとそこまでは人数把握はしておりませんが、課長は半分以上は出ていないのではないかとということでございますが、ちょっとそこら付近、すいませんが調査させていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 出動の実態にあわせた条例の改正だということで提案されておりますが、もう少しやっぱり実情を踏まえた提案が必要だったのではないかなということで終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第6、議案第3号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第6、議案第3号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例



(案) についてを議題と致します。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市市民センターを新たな公民館として設置し、これに伴い各公民館の名称、使用料等を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

1点目でございますが、第3条第1項の表中の名称及び位置を改めるもので、旧天王公民館跡地に建設中の新施設の名称を潟上市市民センターとし、位置を潟上市天王字上江川47番地398とするものでございます。

また、「潟上市天王公民館」を「潟上市市民センター天王館」に、「潟上市昭和公民館」を「潟上市市民センター昭和館」に、「潟上市飯田川公民館」を「潟上市市民センター飯田川館」に改めるものでございます。

なお、位置についての変更はございません。

2点目でございますが、条例第6条の（使用制限）を改めるものでございます。関係法令である社会教育法の規定に照らし調整を図るものでございます。

3点目でございますが、第17条第1項の「各公民館に公民館運営審議会」を「潟上市公民館運営審議会」に改めるもので、各公民館にある公民館運営審議会を1つにするものでございます。

4点目でございますが、下段の別表第2（第10条関係）に、潟上市市民センター使用料の表を追加するものでございます。新施設である潟上市市民センターの使用料については、潟上市公共料金適正化計画により部屋の面積等による料金体系としております。また、市民以外の使用料については2倍としております。同様に議案書の5ページ下段、潟上市市民センター天王館使用料から8ページまでの昭和中央地区館使用料についても、潟上市公共料金適正化計画により改めております。

なお、この条例は、教育委員会規則で定める日から施行するものでございますが、附則第3項の準備行為の規定については公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 質問というか確認でお話させていただきますけれども、先の全員協議会でこの名称についてはお話されているいろいろ協議した中で、議会側からもちょっと記憶で申し訳ありませんが、4人の議員の皆さんがその名称についていろいろご意見あった中でトータルした意見として、たぶん中央という概念が今回は必要でないかなということで、大変貴重な意見いろいろ出たと思って私も聞いていましたけれども、今回この正式な条例の提案につきましては、中央という概念が名称の中でどこにも出てこない。今この名前聞いたときにふと思ったのは、市民の皆さんかなり混乱するなと思いましたということなのですが、先の全協でいろいろ議会の側から提案されたいろんなそういう中央という概念の意見について、当局でどういうその後議論を行いこの提案として出してきたのか、そのプロセスについてちょっと説明をお願いしたいなど。確認という意味で説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

議会全員協議会後の中央という形のプロセスということでございますが、基本的には我々も全員協議会でお示ししたとおり、各種の委員会や会議を踏まえた結果、我々もまず全員協議会と同様にこの改正案でいきたいということで、今回まず提出させていただいております。

以上であります。

○議長（西村 武） 8番中川議員。

○8番（中川光博） 部長、今の説明は協議会の際にすでに私どもも聞いていますので、その協議会を終わったあとで、実際行政の中で、どういう議論のうえに今回こういう提案をされてきたのかという確認をしたいので、確か金曜日でしたか、だからそういう時間もない中での提案だと思いますけれども、その協議会のあとにその担当部署も含めて本部長も含めて、どういうプロセスで、じゃあこのまま提案しようとかあるいは中央という概念がかなり強く協議会の際に議会側から打ち出されたわけですがけれども、そのあたりのしっかりした議論がしていただいたと思っているのですが、そのための協議会だったはずで、ただ単にその前段階でいろんな市民の皆さんの意見を詳しくいろいろ詰めたというのは当然理解していますけれども、協議会のあとでどういう議論がなされたかという確認ですので、繰り返しの質問で大変恐縮ですが答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

全員協議会の際には、議員の皆様から貴重なご助言、ご意見を賜りお礼を申し上げます。今議員からお話がありました中央という概念につきましてですけれども、全員協議会のその後、実は先週、教育委員の会合を開きまして、その際に全員協議会でこういったご意見を賜ったということをご報告して、そのことについてのご意見を賜っております。これが1点です。

それから、私ども当局の方でも市長、副市長それから教育部はじめ関係の幹部職員が、いただいたご意見についてまた打ち合わせをし、どのように考えてご提案していくべきかということを確認をしております。1点目の教育委員の協議の中のお話でございますが、その中央という考え方については、私どもが今回考えてございます理念と非常に合致しているものであり、ご理解いただいたものとありがたく受け止めるということ。ただ、名称につきましては、全員協議会でもご説明致しましたように、できるだけ平易で市民の皆様、条例上の名称でございますので、そういった面で潟上市市民センターということで、潟上市の全域の市民の皆様には様々な目的でお使いいただくという特色を打ち出した面に、その点において潟上市民ということをやって、そしてこれまで仮称で使ってきた市民センターということでありまして、それでいくべきではないかということ、その協議の折にもご意見を賜りました。

同様に2点目の内部での打ち合わせにおいてもそのようにご提案させていただきたいと改めて確認したところでございます。

ご提案いただいた中央という概念につきましては、このあと機能のところでは市民の方々の混乱のないようにご説明させていただくべきだということは、改めて私どもも認識致しましたので、大変貴重なご指導いただいたと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 8番中川議員。

○8番（中川光博） プロセス確認できましたのでありがとうございます。

そのうえで1つお話ししておきたいのは、ご承知のとおり、名は体を表すということなのです。大昔から我々日本人使っていますけれども。これ一旦名称を決めますと、当然利用する皆さんもこういう名称でかなり複雑怪奇な名称ではないかなと思っていまして、その協議会のときも大変いい提案が出たと思っておりますが、そのこれ、ここにありますとおり、この天王館、昭和館、飯田川館というのが馴染むのかどうか。おそらく市

民の皆さんというのは、天王館に行くよとあるいは昭和館に行こうと、イベントが飯田川館であるよということでピンとくるかと。このあたりが大変判断の分かれるところだとは思いますが、やはり協議会のおきも意見ありましたようにその潟上市、例えば天王市民センター、昭和市民センター、飯田川市民センター、そのあとに何とか愛称とかはいろんな愛称つけていいと思うのですが、やはりどこにイベントがピンと、名は体を表すですので、どこにピンと利用者さんのハートが向かっていくかということを見ると、やはり協議会のおきも貴重な意見出ましたけれども、その潟上市中央センターというのが1つあって、さらに天王センター、昭和センター、飯田川センターあるというのが一番名は体を表すという観点からは必要なのではないかなと。今言った天王館、昭和館、飯田川館というのも大変いいアイデアだとは思いますが、愛称として使うには天王館、昭和館、飯田川館でも構わないと思うのですがあるいはまた別の愛称を設定して下さっても構わないと思うのですが、やはりこれから10年先、20年先おそらく30年先、40年先までも使っていく名称であるとすると、これやっぱりしっかりそのあたりを採用していくべき、さっき言ったように天王市民センター、昭和市民センター、飯田川市民センターのような、建物と位置とその使い勝手が名は体を表すですのでピンと利用者の皆さんに響くような名称をやっぱり考えないといけないのではないかなと思いますので、これ私も担当の常任委員会でそのあたりやはりもう一度しっかり議論を詰めていただいて、その結果がこの天王館、昭和館、飯田川館採用するのか、あるいはやっぱりもっと違う名称に立ち返るのか、そのあたりしっかり担当の部署、委員会で議論していただきたいと思います。特に答えはおりません。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第7、議案第4号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第4号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の10ページをお開き願います。

提案理由でございますが、でと児童クラブを移設することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

1点目は、条例第4条の見出しを「指導員」から「放課後児童クラブ支援員」に改めるもので、条例本文との整合性を図るためのものでございます。

2点目は、でと児童クラブ移設に伴い、でとA児童クラブ及びでとB児童クラブの位置を、それぞれ「潟上市天王字北野231番地31、潟上市立出戸小学校敷地内」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 先ほどの教育長の市政で、おいわけ児童クラブ4年生以上を児童館でみることになって、今保護者に説明しておりますということがありました。それとあわせて大豊児童クラブ、新1年生の申し込み数が多いということも伺っております。その際、同意を受けられたら条例改正とかそういうものにつながっていくのか等をお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

今回上程させていただいておりますのは、主にでと児童クラブの開設に伴うものでございますが、ただいま私が行政報告で致しましたことそれから大豊のということで、それが条例改正にどのようにというお尋ねであったかと思えます。お子様たちの預かりについては、条例を受けた運用規則の中で対応してまいりますので、お尋ねの点については条例ではなく規則での運用ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 児童クラブ、条例の中に規則というものがあるのではないですか。規則は規則であるのですか。確かに今いただいているのはでと児童クラブではございませんけれども、先ほどの教育長方針によりますと、おいわけ児童クラブの人数が多いので、4年生以上を児童館でという今保護者に説明会をしておるところですということがあり

ました。それが1点。それを条例改正に含まれていくのか。そうですね。同じような内容でみていただけるのか等々、そういうものは条例に含まれていくと思うのですけれども、その点を伺っております。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

おいわけ児童クラブが追分地区児童館に一旦高学年の部分がそちらの方に運営するということにつきましては、あくまでもこれは一時的なことでありまして、国からもそのような指導がありますのでそれに対応しておりまして、今回の条例改正には含まれておりません。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） このたびの条例に含まれていないのは重々承知でございます。ただ方針にもありましたので、いつおたずねする場所があるかというところの場と捉えております私自身。それでやはり、今までと同様に見ていただけるのかどうなのかというのはそれこそ規則に載っていると思うので、その辺の答弁はいただけると私は思います。それと大豊小学校、やはり人数が増えることによって条例というかそういうものの不足とかそういうのを改正するのかどうなのかという部分も含めて、児童クラブ条例の一部だと私は捉えておりますので、その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

おいわけ児童クラブの運営に関しましてはこれまで同様に、あくまでも追分地区児童館、高学年に関してはということですが、これまで同様に運営、こちらの方としてもここはしっかり対処してまいります。

大豊小学校の児童クラブに関して、定員オーバーしているかということですが、それは基本的に定員オーバーしたとしても、基準であります1人当たりの面積が確保できればそれは問題ないですので、その点をご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 民間でやっているのがあると思うのですけれども、その取扱いについては。今追分が多くて、追分地区児童館に高学年移行するということでしょう。じゃないですか。一時的にですか。

○議長（西村 武） 今の議題は、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の審議なので、民間はここに入っていません。ですから潟上市児童クラブ、この議題に沿って質問してください。

○10番（佐藤義久） 児童クラブの条例じゃないのですか。議長、基本的に児童クラブのことじゃあないですか。

○議長（西村 武） 潟上市放課後児童クラブです。今回の議案は要するに例えば、でとことぶき荘から今出戸小学校へ移転するための条例の改正ということなので。なければ、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第8、議案第5号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第5号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の12ページをお開き願います。

提案理由でございますが、介護保険法の規定により策定した第8期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。併せて、参考資料22ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容についてご説明致します。

第2条第1項の改正は、条例に定める介護保険料の適用が及ぶ年度を第8期潟上市介護保険事業計画の計画期間である「令和3年度」から「令和5年度」の3年間に改めるものでございます。

なお、改正に伴う保険料の額の変更はございません。

次に第2条第2項、第3項及び第4項の改正でございます。

現在実施しております所得の低い世帯、いわゆる非課税世帯の第1号被保険者に対する保険料軽減を、令和3年度から令和5年度までの各年度、第8期計画期間中も同額で継続するためのものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第9、議案第6号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第6号、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の14ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準じて所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明致します。

条例附則第2条の延滞金の割合の特例において「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものとするものでございます。

なお、今回の改正は、条例の文言の改正でありますので、改正の前後において延滞金の割合についての変更はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と文言の改正ということなのですが、この文言の改正の背景ということはどういうことなのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 今回の改正、条例改正の元になる地方税法のあるいは租税



特別措置法の改正におきまして、徴収猶予あるいは納期の延納の特例、こういった特例のある方について、利率を引き下げるという主旨で改正が行われております。その改正の中で、これまでの法律では文言としてしっかりしていなかった部分を今回、法律の改正にあわせてこの「特例基準割合」とあったものが「延滞金特例基準割合」に改められたものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 例えばコロナ禍の中で、国民健康保険にいろいろ関係のある方は減免の措置、特別そういうのが作られておりますけれども、この後期高齢者医療についてもコロナ禍の背景があるのかなと思われそうですが、それはまた別のことなのですか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の改正は、コロナの影響とは別の改正でございまして、法律ではあくまでも納期の延納とか納税の延納の特例あるいは徴収猶予の特例、こういった特例を受けられた方々が納めやすい環境を整えるため、こういった関係で改正が行われております。後期高齢者医療保険料については、その法律参照している部分がございますので法律の改正にあわせまして、利率は変わりませんが文言の改正を行うというものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） すいません。先ほどの答弁の中での説明で、しっかりしていなかった部分を国の法律改正のためにまず改正するということの説明でありましたけれども、そうしてみますと、これ実際には該当者がいての改正であったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

これ、延滞金の発生した方々だけが対象になるものでございますけれども、本市において、昨年度、今年度該当はございません。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。該当者いないということでありましてけれども、そうすると、この該当者いないにもかかわらずこれ改正するというこの経緯がちょっといまいちうんと思うのですが、国からの法律改正の下でやらなきゃいけないということではあるのですけれども、その辺やっぱり該当者あくまでもいなくても、国の法律改正の下でやらなきゃいけないということで行われるということによろしいですね。わかりました。

質問は以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」に声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第10、議案第7号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第7号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、議案書の16ページをお開き願います。

提案理由でございますが、二田保育園及び湖岸保育園並びに天王幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園として新たに潟上市立天王こども園を設置すること等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

1点目は、第3条の表に新たに潟上市立天王こども園及び同施設の位置、潟上市天王字持長根116番地1を加えるものでございます。

2点目は、第4条入園の対象及び第5条保育料等の規定を整理するものでございます。

次のページをお願い致します。

附則についてご説明致します。

第1項は、本条例の施行期日で規則で定める日でございます。

第2項は、潟上市立幼稚園条例を廃止するものでございます。

第3項は、防災行政無線通信施設の位置を改めるものでございますが、実際に位置を

変更するものではございません。

第4項は、潟上市立二田保育園及び潟上市立湖岸保育園を廃止するものでございます。  
以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） この条例一部を改正する条例（案）なのですが、この参考資料の中に、改正（案）の入園の対象ということで4条の2項のところに、市長が特にという部分の上段なのですが、入園児童以外の者であって市長が特に入園が必要と認めるものを認定こども園に入園することができるという。特に入園、例えばいろいろな障がいだとかそういうことを規定しているものですか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

第4条2項の下段の部分で、市長が特に入園が必要と認めるものを認定こども園に入園させることができるとございますが、第4条に関しましては、入園対象をまず明確化し整理したものでございまして、幼保連携型認定こども園に入園できる子どもは満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもで、子ども子育て支援法に基づく教育保育給付認定を受けた子どもとなっております。ただし、利用希望者が利用定員を満たさない場合に、市が施設の利用を必要と判断した児童について、空き定員分の入園を認めることができるとなっております。

4条の第1項としましては、子ども子育て支援法の給付認定を受けた児童についての規定でありまして、第2項のこの市長が特に入園が必要と認めるという部分に関しましては、利用定員に空きがある場合に、子ども子育て支援法の給付認定を受けていない児童について入園できるという規定となっております。

以上であります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

昼食のため休憩します。再開は1時半です。

午前11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第11、議案第8号 潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第11、議案第8号、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の19ページをお開き願います。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

介護保険サービスに係る基準については、国において3年に一度改正されることとなっており、先月1月25日にその基準を定める厚生労働省令が改正されております。

介護保険サービスの基準のうち、地域密着型サービス等の指定基準は各市町村の条例で定めることとなりますので、本市においても当該基準を定める4つの条例の改正が必要となったものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明致します。

第1条は、潟上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

指定居宅介護支援事業所における質の高いケアマネジメントの推進や、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応について規定しております。

次に、議案書の24ページをお願い致します。

第2条は、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護などの各種地域密着型サービスにおいて、人員配置基準の見直し・緩和、認知症介護基礎研修の受講の義務づけなどを規定しております。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

ページ中ほどより下の第3条は、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

なお、第3条の改正はこのあとご説明致しますが、共通項目のみの改正でございます。

次に、議案書の44ページをお願い致します。

ページ下から2行目の第4条は、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

地域密着型介護予防サービスに関する改正で、第2条で規定した各地域密着型介護サービスの改正と同じ内容の改正でございます。また、第1条から第4条までのすべての条例に共通して、感染症対策の強化や業務継続に向けた取り組みの強化、それから会議等におけるICTの活用、それから高齢者虐待防止の推進などを新たに規定しております。

なお、この条例は、一部を除き令和3年4月1日に施行するものでございますが、新たに規定された部分については、6カ月や3年間の経過措置を設けているものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第9号 潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第9号、潟上市天王福祉センター設置条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の56ページをお開き願います。

提案理由でございますが、天王福祉センターを廃止することに伴い条例を廃止するも

のでございます。

本施設の廃止についてでございますが、潟上市市民センターの開設に伴い、天王福祉センターを公民館に転用し、市民センターと天王福祉センターの管理・運営を一体的に行うためのものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第10号 潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第10号、潟上市天王保健センター設置条例を廃止する条例（案）についてを議題と致します。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の58ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市天王保健センターを廃止することに伴い、条例を廃止するものでございます。

先ほどの議案第9号同様に、潟上市市民センターの開設に伴い、潟上市天王保健センターを公民館に転用し、市民センターと天王保健センターの管理・運営を一体的に行うためのものでございます。

なお、廃止に伴い、附則により関係条例の一部改正を行っておりますのでご説明致します。

次のページをお願い致します。

附則の第1項は、本廃止条例の施行期日で、令和3年4月1日でございます。

第2項は、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。潟上市非常勤の特別職職員の「天王保健センター・飯田川保健福祉センター運営委員会委員」を「飯田川保健福祉センター運営委員会委員」に改めるものでございます。

第3項は、潟上市附属機関設置条例の一部改正でございます。

「潟上市天王保健センター・潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会」を「潟上市飯田川保健福祉センター運営委員会」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第11号 潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第11号、潟上市出産祝い金支給条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の60ページをお開き願います。

提案理由でございますが、出生数等の実績を踏まえて効果検証をした結果、少子化対策及び子育て支援策を見直す一環として、出産祝い金の支給制度を終了させることに伴い条例を廃止するものでございます。

潟上市では平成28年度より出産祝い金を支給してまいりましたが、令和2年度で5年間の総合戦略の期間の満期を迎えることから、支給効果について検証した結果、令和3年度をもって条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございますが、経過措置として、令和4年3月31日までの第3子以降の出産については、令和4年4月30日まで支給申請することが可能でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 該当するその世帯にとっては、残念な私、条例だと思っておりますけれども、この条例が子育て支援策としては向かなかったという判断からこうなったと思うのですが、どれくらいの平成28年度から3人出産された方、4人出産された方、5人目というようなことの世帯数と子どもの人数等について伺うということと、あとは、子

育て支援策としてはもうこれは効果なかったというような判断をどのように判断したのかというのをお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 質問にお答えしたいと思います。

まず出生数の人数でございますけれども、平成28年度第3子の方は27名、第4子が2名、第5子が1名、計30名30世帯でございます。それから平成29年度第3子が21名、第4子が6名、第5子が1名、計28名28世帯でございます。それから平成30年度第3子が23名、第4子が5名、第5子が1名、計29名29世帯でございます。令和元年度第3子が24名、第4子が2名、第5子が0名、合計26名26世帯でございます。それから令和2年度第3子が18名、第4子が4名、第5子が0名、合計22名でございます。参考までに、全体の出生数でございますけれども、平成28年度が199名、平成29年度が182名、平成30年度が151名、令和元年度が181名、令和2年度が120名という出生数の結果となっております。

2つ目の質問にありました支援策としてはどうお考えかということでございますが、そもそものはじまりがまずは少子化対策ということで、1人でも多くの子どもさんを産んでいただくという思惑がありましたけれども、残念ながら結果としては、第3子、第4子、第5子の方々もおりますけれども、全体としてはやはり出生数が減っているという結果、これから見ますと、出産祝い金という名目で支給をしたにも関わらず、出生数の全体の増加にはつながらなかったという結果が出ておりました。そういった意味で、この事業について、行政改革推進委員会等の様々な委員会で、少子化対策、子育て支援に関する結果のお話をしましたところ、やはり第3子、第4子、第5子以降も重要ではありませんけれども、じゃあ1人目、2人目はいいのかという意見もございまして、まずは1人の方を産んでもらうのが先ではないかという意見が大変多くございました。そういった意味では、今回の出産祝い金という制度を廃止しても、次につながるような子育て支援策そういったものを行政としては考えていきたいと捉えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第15、議案第12号 第2次潟上市総合計画後期基本計画（案）について】



○議長（西村 武） 日程第15、議案第12号、第2次潟上市総合計画後期基本計画（案）についてを議題と致します。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の62ページをお開き願います。

議案第12号、第2次潟上市総合計画後期基本計画（案）については、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により、別冊の第2次潟上市総合計画後期基本計画（案）について議会の議決を求めるものであり、現行の潟上市総合計画前期基本計画の計画期間が本年度をもって満了となるため、令和3年度を初年度とする第2次潟上市総合計画後期基本計画を定めるものでございます。

潟上市では、平成28年度から令和7年度までの10年を期間とする第2次潟上市総合計画（長期ビジョン）に基づき、令和2年度までの5年間の前期基本計画を定め、まちづくりを推進してまいりました。その前期基本計画が令和2年度で終了することからこれを検証するとともに、人口減少や大規模自然災害、新たな感染症の流行等の社会経済情勢の変化に対応しながら長期ビジョンで目指す本市将来像を実現するため、令和3年度を初年度とする後期基本計画の策定に取り組んでまいりました。

本計画の策定にあたりましては、市民アンケート等により前期基本計画の達成状況等の把握に努めながら、市役所内における素案作成部会や策定委員会、政策会議での協議を経て、市民等からなるまちづくり市民会議からもご意見・ご提言を受けながら策定作業を行ってきたところでございます。

この間、議員の皆様には12月定例会において概要版をお示しさせていただき、1月に開催した全員協議会では、計画策定に関する基本的な方針や計画内容についてご説明をさせていただくとともに、皆さまから頂戴致しました様々なご意見・ご提言またパブリックコメントで寄せられたご意見等を踏まえながら、調整を加えて策定したものをこのたびの計画案としたものでございます。

議案となる後期基本計画は、お手元に配付しております別冊の53ページ以降の部分となりますが、平成28年に議決をいただきました10年間の長期ビジョンのうちの後期5年間の基本計画となりますこと及びこの長期ビジョンにおいても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やICTの進展、国際社会の持続可能な開発目標であるSDGsの推進等に係る社会背景の変化を踏まえ部分的な修正を加えておりますことから、一体的な資料として配付をさせていただいているところでございます。

本計画案の詳細につきましては、先の全員協議会でご説明申し上げましたとおりでございますが、令和3年度からはこの計画の実現に向け鋭意努力してまいりますので、議員の皆様におかれましてもご理解ご協力くださるようお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案12号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 全員起立です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

【日程第16、議案第13号 潟上市地域福祉計画第3期（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第13号、潟上市地域福祉計画第3期（案）について議題と致します。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の63ページをお開き願います。

議案第13号、潟上市地域福祉計画第3期（案）については、先の議案第12号同様、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるるものであり、現行の潟上市地域福祉計画第2期の計画期間が本年度をもって満了となるため、令和3年度を初年度とする潟上市地域福祉計画第3期を定めるものでございます。

本計画は、一人ひとりが我が事として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまちかたがみを計画の基本理念として、地域福祉推進に向けた取り組みを図ることとしております。

計画の策定にあたりましては、これまでの事業・施策の進捗評価を行うとともに、市

民や各種団体の代表者へのアンケート調査などのほか、公募による委員を交えた市民等からなる検討委員会での協議・検討、またパブリックコメントの実施や先の全員協議会を経て議案としたものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案13号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

【日程第17、議案第14号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第14号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第13号）（案）について議題とします。

議案第14号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第13号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億9,205万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、潟上市選挙区の県議会議員に欠員が生じたことに伴う県議会議員補欠選挙費の追加でございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算についてご説明致します。

15款3項1目総務費委託金は328万6,000円の追加で、県議会議員補欠選挙委託金でございます。

歳出予算について、主なものをご説明致します。

2款4項6目県議会議員補欠選挙費は328万6,000円の追加でございます。

1節報酬は51万9,000円の追加で、期日前投票管理者及び立会人の報酬と会計年度任用職員報酬でございます。

3節職員手当等は158万3,000円の追加で、期日前投票事務等に従事する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

2つ飛んで12節委託料は100万7,000円の追加で、ポスター掲示場製作設置委託料77万7,000円及び市内スーパーマーケット2カ所の期日前投票所設営委託料23万円でございます。

13節使用料及び賃借料は6万5,000円の追加で、スーパーマーケット2カ所で使用する選挙投票管理システムの回線使用料でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案14号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第15号 令和2年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）について から 日程第27 議案第24号 令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第18、議案第15号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第14号）（案）についてから日程第27、議案第24号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正

予算（第3号）（案）についてまで一括議題と致します。

議案第15号から議案第24号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の、令和2年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第14号）の1ページをお願い致します。

議案第15号、令和2年度潟上市一般会計補正予算（第14号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,044万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億7,250万8,000円とするものでございます。

6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費についてご説明致します。

3款2項児童福祉費は、幼保一体施設整備事業8億246万7,000円でございます。

6款1項農業費は、ため池等整備事業42万4,000円、湛水防除事業794万1,000円、基幹水利施設ストックマネジメント事業11万8,000円でございます。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業5,880万円、3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業458万7,000円、4項都市計画費は、公園長寿命化事業1億3,606万円でございます。

7ページをお願い致します。

第3表債務負担行為補正についてご説明致します。

はじめに、追加分についてご説明致します。

鞍掛沼公園3施設指定管理料は、期間が令和3年度から令和5年度までの3年間で、限度額が2億4,180万円でございます。

ブルーメッセあきた関連4施設指定管理料は、期間が令和3年度から令和5年度までの3年間で、限度額が8,208万9,000円でございます。

天王漁業集落運動広場指定管理料は、期間が令和3年度から令和5年度までの3年間で、限度額が300万円でございます。

防災・健康拠点施設指定管理料は、期間が令和3年度から令和5年度までの3年間で、限度額が1億2,884万1,000円でございます。

体育施設指定管理料は、期間が令和3年度から令和5年度までの3年間で、限度額が4,866万6,000円でございます。

次に、変更分について申し上げます。

秋田県経営安定資金危機関連枠利子補給は、限度額を1,354万8,000円に増額するものでございます。

8ページをお願い致します。

第4表地方債補正についてご説明致します。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額を1,120万円に増額するものでございます。

漁港整備事業は、限度額を8,680万円に増額するものでございます。

道路整備事業は、限度額を1億5,300万円に増額するものでございます。

公園施設整備事業は、限度額を7,580万円に増額するものでございます。

減収補てん債は、限度額を190万円を追加するものでございます。

11ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものをご説明致します。

1款6項1目入湯税は908万8,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響により入浴客が減少したことに伴い、実績見込みにより減額するものでございます。

14款1項1目民生費国庫負担金は406万2,000円の追加でございます。

主なものは、生活保護費負担金1,500万円の追加で、生活保護医療扶助費の増に伴うものでございます。

2項4目土木費国庫補助金は2,740万3,000円の追加でございます。

主なものは、公園費補助金で国の補正予算による社会資本整備総合交付金2,052万3,000円でございます。

12ページをお願い致します。

15款2項2目民生費県補助金は1,531万2,000円の減額でございます。

主なものは、福祉医療費補助金1,407万7,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

17款1項1目寄附金は3,168万2,000円の追加でございます。ふるさと応援基金の実績見込みによるものでございます。

13ページをお願い致します。

18款1項1目特別会計繰入金は1,312万5,000円の減額で、国民健康保険事業特別会計繰入金でございます。

国保加入者分の成人健康診査委託料の実績見込みによるものでございます。

2 項 1 目基金繰入金は733万9,000円の減額でございます。

主なものは、ふるさと応援基金繰入金1,084万8,000円の減額で、天王こども園（仮称）整備事業の工期延長に伴い、本基金を活用した備品購入が令和3年度へ延期になったことによるものでございます。

19款 1 項 1 目繰越金は1,518万8,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

21款 1 項 4 目土木債は5,130万円の追加でございます。

主なものは、公園施設整備事業債7,580万円で、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用した公園施設改修事業に係るものでございます。

歳出予算について、主なものをご説明致します。

各予算科目に計上されております人件費に関する補正予算は人事院勧告及び異動に伴うもので、総額1,187万1,000円の減額でございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止または縮小したことによる減額が1,459万円でございます。

それでは、14ページをお願い致します。

2 款 1 項 2 目広報費は729万5,000円の減額でございます。

主なものは、ホームページ更新業務委託料634万1,000円の減額で、請負差額でございます。

8 目電子計算費は1,306万9,000円の減額でございます。

主なものは、システム更新委託料582万9,000円と物品保守管理委託料491万5,000円の減額で、請負差額でございます。

15ページをお願い致します。

17目基金費は1億8,231万1,000円の追加でございます。

主なものは、財政調整基金積立金1億5,031万3,000円でございます。

16ページをお願い致します。

3 款 1 項 3 目福祉医療給付費は4,331万6,000円の減額でございます。

主なものは、福祉医療費4,240万8,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

4 目国民健康保険費は792万8,000円の減額で、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

保険基盤安定繰出金及び財政安定化支援事業繰出金等の確定によるものでございます。

7 目後期高齢者医療費は726万4,000円の追加で、後期高齢者医療特別会計繰出金でござ

ございます。

基盤安定負担金の決定等によるものでございます。

2項2目母子父子福祉費は1,907万4,000円の減額でございます。

主なものは、児童扶養手当1,710万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

17ページをお願い致します。

10目幼保一体施設整備事業費は2,000万円の減額で、天王こども園（仮称）整備事業の工期延長に伴い、備品購入費を減額するものでございます。

なお、令和3年度当初予算に同額を予算計上しております。

3項2目扶助費は2,000万円の追加で、生活保護世帯の入院患者数の増により、医療扶助費を増額するものでございます。

18ページをお願い致します。

4款1項4目成人保健費は2,968万4,000円の減額でございます。

主なものは、成人健康診査委託料1,851万8,000円とがん検診委託料1,026万6,000円の減額で、それぞれ実績見込みによるものでございます。

19ページをお願い致します。

6款1項4目農地費は588万5,000円の追加でございます。

主なものは、湛水防除事業費負担金508万7,000円の追加で、県負担金事業でございます。事業実施地区は、天王東地区及び浜井川地区に含まれる飯田川飯塚部分でございます。

20ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は1,450万円の追加で、国補正予算の社会資本整備総合交付金の内示により、市道整備事業を増額するものでございます。

大清水下谷地線舗装補修工事等を実施するもので、全額繰越明許費となります。

4項2目公園費は6,982万5,000円の追加でございます。

道路新設改良費と同様に、社会資本整備総合交付金の内示により公園施設改修事業を実施するものでございます。

鞍掛沼公園展望塔外壁防水工事等を実施するもので、全額繰越明許費となります。

21ページをお願い致します。

9款1項1目消防費は3,069万8,000円の減額でございます。



主なものは、湖東地区行政一部事務組合負担金1,135万3,000円と男鹿地区消防一部事務組合負担金1,534万5,000円の減額で、確定によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、各特別会計及び企業会計でございます。

別冊の、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,150万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,914万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、保険給付費2億6,462万8,000円の追加と、特定健康診査等事業費の実績見込みによる一般会計繰出金1,312万5,000円の減額でございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,739万4,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合負担金1,529万9,000円の追加で、保険料等負担金の決定によるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第18号、令和2年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,068万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,004万7,000円とするものでございます。

保険事業勘定の補正予算の主な内容は、介護給付費準備基金積立金7,226万1,000円の追加で、前年度介護保険事業費の確定によるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第19号、令和2年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67万2,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第20号、令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77万2,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第21号、令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第22号、令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第23号、令和2年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出12万1,000円の減額は人件費で、人事院勧告によるものでございます。

次に別冊の、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第24号、令和2年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出を8万7,000円減額し、資本的支出を1,176万2,000円追加するものでございます。

収益的支出8万7,000円の減額は人件費で、人事院勧告によるものでございます。

資本的支出1,176万2,000円の追加は、流域下水道建設負担金でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで、大綱説明を終わります。

【日程第28、議案第25号 令和3年度潟上市一般会計予算（案）について から 日程37、議案第34号 令和3年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（西村 武） 日程第28、議案第25号、令和3年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第37、議案第34号、令和3年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまで一括議題とします。

議案第25号から議案第34号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、令和3年度潟上市予算の大綱についてご説明致します。

初めに、令和3年度潟上市一般会計予算（案）についてでございますが、2月12日の全員協議会においてお配りしました別冊の、令和3年度潟上市予算概要によりご説明させていただきます。

2ページをお開き願います。

令和3年度潟上市一般会計予算の総額は歳入歳出とも141億3,000万円で、前年度比28億8,900万円、17.0%減でございます。

はじめに、歳入についてご説明致します。

市税は27億3,133万5,000円で、前年度比1億749万2,000円、4.1%増でございます。

このうち市民税は11億5,364万2,000円で、前年度比3,005万2,000円、2.5%減でございます。

また固定資産税は12億3,406万7,000円で、前年度比1億3,069万9,000円、11.8%増でございます。

地方譲与税は1億3,916万2,000円で、前年度比183万8,000円、1.3%減でございます。

地方消費税交付金は6億6,200万円で、前年度比500万円、0.7%減でございます。

地方交付税は58億5,109万8,000円で、前年度比1億7,452万7,000円、2.9%減でございます。

このうち普通交付税は54億5,109万8,000円で、前年度比1億7,452万7,000円、3.1%減でございます。

また、特別交付税は4億円で前年度と同額でございます。

国庫支出金は18億3,902万円で、前年度比8,486万円、4.8%増でございます。

主なものは、生活保護費負担金と障害者福祉費負担金でございます。

県支出金10億3,429万7,000円で、前年度比914万7,000円、0.9%減で、主なものは、保険基盤安定負担金と障害者福祉費負担金でございます。

繰入金は3億9,635万3,000円で、前年度比7億7,926万4,000円、66.3%減でございます。

主なものは、財政調整基金繰入金1億7,000万円と合併振興基金繰入金1億6,500万円でございます。

繰越金は3億5,000万円で、前年度と同額でございます。

市債は6億3,290万円で、前年度比21億2,080万円、77.0%減でございます。

内訳は、漁港整備事業債4,850万円、道路整備事業債1,790万円など、事業債が1億690万円、臨時財政対策債が5億2,600万円でございます。

次のページをお願い致します。

歳入のうち、自主財源は27.7%で39億1,152万3,000円、依存財源は72.3%で102億1,847万7,000円でございます。

歳入全体に占める自主財源の割合は、固定資産税の償却資産が増となったことによる市税の増額などにより、前年度比0.7%増となっております。

続いて、歳出についてご説明致します。

議会費は1億7,080万3,000円で、前年度比536万6,000円、3.2%増でございます。

総務費は14億7,819万5,000円で、前年度比12億8,938万7,000円、46.6%減でございます。

主な事業につきましては、電算システムクラウド化事業550万円、移住者支援事業100万円、男女共同参画宣言都市15周年記念事業35万8,000円、自治会活動推進事業4,612万5,000円、バス運行及びバス路線維持事業5,737万7,000円、デマンド型乗合タクシー事業129万6,000円、地籍調査事業（飯田川地区）1,506万1,000円、秋田県知事選挙（令和3年4月19日任期満了）957万1,000円、潟上市長選挙（令和3年4月16日任期満了）及び潟上市議会議員補欠選挙1,529万7,000円、衆議院議員選挙（令和3年10月21日任期満了）2,182万1,000円、潟上市議会議員選挙（令和4年2月21日任期満了）3,761万6,000円でございます。

民生費は56億1,790万3,000円で、前年度比13億682万6,000円、18.9%減でございます。

次のページをお願い致します。

主な事業につきましては、出産祝い金給付事業830万円、障害者福祉事業 8億4,250万4,000円、福祉医療給付事業 2億7,150万7,000円、子ども家庭総合支援拠点設置事業254万2,000円、児童扶養手当給付事業 1億6,238万5,000円、児童手当給付事業 3億9,727万円、生活保護給付事業 8億4,346万6,000円、生活困窮者自立支援事業1,038万8,000円、敬老事業（敬老祝い金・高齢者ふれあい交流支援事業）804万1,000円、介護予防事業 383万1,000円、病児保育事業950万1,000円でございます。

衛生費は12億2,289万5,000円で、前年度比 1億1,449万7,000円、10.3%増でございます。

主な事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業 1億1,439万5,000円、救急医療等支援事業2,041万1,000円、地域自殺対策強化事業156万9,000円、健康づくり人材育成事業43万1,000円、感染症予防事業6,981万4,000円うち小児予防接種事業4,969万5,000円うち風しん追加的対策事業669万5,000円、母子保健事業4,757万4,000円うち子育て世代包括支援センター事業1,247万3,000円うち不妊不育治療費助成事業439万4,000円うちフッ化物塗布費助成事業（幼児）98万4,000円うち新生児聴覚検査費助成事業92万5,000円。

次のページをお願い致します。

成人保健事業8,365万8,000円うち健康増進事業117万9,000円、防災・健康拠点施設事業4,301万4,000円、空き家対策事業320万1,000円、馬踏川環境整備事業150万円、最終処分場延命化事業 1億6,092万1,000円でございます。

労働費は 8万5,000円で、前年度と同額でございます。

農林水産業費は 4億5,584万7,000円で、前年度比7,942万5,000円、14.8%減でございます。

主な事業につきましては、農産物販売・加工等促進事業253万4,000円、農業次世代人材投資事業975万円、多面的機能支払交付金事業 1億2,200万2,000円、ため池等整備事業64万円、湛水防除事業127万4,000円、基幹水利施設ストックマネジメント事業1,380万円、高能率生産団地路網（林業専用道）整備事業1,300万円、水産物供給基盤機能保全事業2,569万円、水産物供給基盤機能強化事業8,403万9,000円でございます。

商工費は 2億9,692万9,000円で、前年度比9,134万4,000円、23%減でございます。

主な事業につきましては、設備投資助成事業3,000万円、用地取得助成事業283万

7,000円、雇用奨励事業200万円、創業支援事業110万円、秋田県経営安定資金危機関連  
株利子補給費補助事業1,133万4,000円でございます。

次のページをお願い致します。

土木費 9億6,395万5,000円で、前年度比 3億1,685万7,000円、24.7%減でございます。

主な事業につきましては、道路除排雪事業 1億2,753万5,000円、道路維持補修事業  
743万6,000円、二田追分線改良事業4,090万円、急傾斜地崩壊対策事業（鳥木沢地区・  
岩崎地区）500万円、住宅リフォーム補助事業2,340万円でございます。

消防費は 8億9,518万5,000円で、前年度比2,467万3,000円、2.7%減でございます。

主な事業につきましては、消防団員防火衣等更新事業1,601万9,000円、防災行政無線  
バッテリー更新事業427万円でございます。

教育費は11億2,958万1,000円で、前年度比8,702万2,000円、8.3%増でございます。

主な事業につきましては、児童生徒派遣費補助事業850万円、コミュニティ・スкуль  
ル事業129万2,000円、学校 I C T環境活用支援事業565万3,000円、学校教育環境適正化  
検討事業39万2,000円、飯田川小学校受水槽更新事業1,058万2,000円、天王中学校給食  
室屋根改修事業418万円、天王市民センター（仮称）竣工式139万1,000円、郷土文化保  
存伝習館開館40周年記念事業465万8,000円でございます。

災害復旧費は300万円で、前年度と同額でございます。

公債費は18億8,062万2,000円で、前年度比1,262万7,000円、0.7%増でございます。

次のページをお願い致します。

歳出における性質別の内訳では、義務的経費は70億8,581万7,000円で、このうち人件  
費は26億2,569万円で、前年度比 1億509万8,000円、4.2%増でございます。

扶助費は25億7,950万5,000円で、前年度比445万2,000円、0.2%減でございます。

公債費は18億8,062万2,000円でございます。

普通建設事業費は 3億3,243万1,000円で、前年度比29億974万4,000円、89.7%減で  
ございます。

物件費は24億7,378万円で、前年度比 1億1,133万2,000円、4.3%減でございます。

維持補修費は 2億7,656万1,000円で、前年度比601万5,000円、2.1%減でございます。

補助費等は23億5,677万3,000円で、前年度比 1億9,068万6,000円、8.8%増でござい  
ます。

令和 3 年度一般会計予算の概要は以上のとおりでございます。

続きまして、議案第26号から議案第34号までの特別会計及び企業会計についてご説明致します。

特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は103億4,663万2,000円で、前年度比2億8,529万3,000円、2.7%減でございます。

特別会計及び企業会計の主な事業につきましては、国民健康保険事業保険給付費25億7,065万2,000円、後期高齢者医療広域連合負担金3億3,373万6,000円、介護保険事業保険給付費37億1,893万円、金山送水ポンプ場監視子局装置設置工事792万円、豊川地区農業集落排水公共下水道接続工事実施設計委託料1,599万2,000円でございます。

以上が、令和3年度潟上市予算の大綱でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第38、議案第35号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第38、議案第35号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてを議題と致します。

議案第35号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の、令和3年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第35号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,411万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億8,411万6,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算についてご説明致します。

14款2項3目衛生費国庫補助金は4,503万9,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

15款3項1目総務費委託金は907万7,000円の追加で、県議会議員補欠選挙委託金でございます。

5ページをお願い致します。

歳出予算についてご説明致します。

2款4項7目県議会議員補欠選挙費は907万7,000円の追加でございます。

1 節報酬は115万9,000円の追加で、主なものは、投開票管理者及び投開票立会人の報酬でございます。

3 節職員手当等は644万4,000円の追加で、投開票事務等に従事する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

2 つ飛んで、11 節役務費は9,000円の追加で、電話料でございます。

12 節委託料は80万円の追加で、主なものはポスター掲示場撤去委託料28万4,000円及び投票用紙分類機保守点検業務委託料44万6,000円でございます。

13 節使用料及び賃借料は48万4,000円の追加で、主なものは物品借上料35万4,000円で、投開票所のストープ13台分の借上料でございます。

4 款 1 項 9 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は4,503万9,000円の追加でございます。

3 節職員手当等は2,482万5,000円の追加で、毎週土曜及び日曜日に予定されているワクチンの集団接種に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

12 節委託料は2,021万4,000円の追加でございます。ワクチン接種予約管理業務委託料1,952万7,000円の追加は、コールセンターを設置してワクチン接種の予約を行うものでございます。

ワクチン移送業務委託料68万7,000円の追加は、市内医療機関へのワクチン移送を委託するものでございます。

以上が令和3年度一般会計補正予算（第1号）の大綱でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第39、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第39、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮り致します。議案第15号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますけれどもご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第40、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】



○議長（西村 武） 日程第40、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩致します。

正副委員長の互選は、常任委員会室3で行いますので皆様ご参集をお願い致します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時58分 再開

議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたのでご報告を致します。

委員長には3番菅原理恵子議員、副委員長には13番堀井克見議員、以上のとおり決定致しました。

また、予算特別委員会は2月26日及び3月10日に開催される旨併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、2月26日から3月3日までに詳細審査する旨の通知がありましたのでご報告を致します。

【日程第41、議案第36号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（西村 武） それでは日程第41、議案第36号、市道路線の認定及び変更についてを議題と致します。

議案第36号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の86ページをお開き願います。

議案第36号、市道路線の認定及び変更については、下記のとおり市道の路線を認定し及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに認定する路線は12路線で、整理番号1番から次のページの11番までは寄付採納や宅地開発等により市に帰属された道路であり、整理番号12番の出戸新町76号線は浸透柵設置工事完了に伴うものでございます。これにより、新たに認定する12路線の総延長は1,006mでございます。

変更する路線につきましても12路線でございます。既に潟上市道に認定されている路線であり、道路改良工事、側溝改良工事等による実延長、道路部面積の変更等によるも

のでございます。

変更に伴う延長は10.9mの減でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 主に寄付と宅地開発ということのようではございますけれども、寄付はどのような感じでの寄付ですか。個人それとも町内会ということになるのか、そこら辺のこ  
と伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

寄付につきましては、ほとんどが個人からの寄付でございます。ちょっと詳細までは資料持ってきておりませんので、申し訳ありませんがよろしくお願ひします。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 個人の寄付が主だということのようではございますけれども、じゃあその要件というのはみんなぎりぎりだったとか概ねいいとか、そこら辺のところは、要件とか条件というのはどのようにして認めたのか。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

市道の認定につきましては、潟上市市道認定基準要綱というものがございまして、その中に幅員であつたり行き止まり等の場合は6mとかいろいろな基準がございまして、その基準の中に合うものを寄付としていただいているということでございます。

○議長（西村 武） 12番、宜しいですか。ほかにございせんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） この路線の長沼34号線から始まっていますけれども、どこがどこだかさっぱり私はわかりません。地図に着色等をして配付してもらいたいですすがいかがですか。

○議長（西村 武） 議長の方から申し上げますけれども、これは、産業建設常任委員会の方に付託されますので、今のこの審議についてはそういう地図とかというものは出すことはできないということでございます。あとででしょう。

暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

ここで、教育長が退場致しますので、暫時休憩致します。

（工藤教育長退場）

午後 3時06分 休憩

午後 3時06分 再開

議長（西村 武） 会議を再開します。

【日程第42、同意第1号 潟上市教育委員会教育長の任命について】

○議長（西村 武） 日程第42、同意第1号、潟上市教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本日配付致しました議案書及び略歴をご覧ください。

同意第1号、潟上市教育委員会教育長の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住 所 潟上市天王字長沼144番地103

氏 名 工藤素子

生年月日 昭和36年5月21日

令和3年2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、令和3年3月31日付けで潟上市教育委員会教育長の工藤素子氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しなければならないものでございます。

どうぞ宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） それでは、同意第1号について、これから質疑を行います。質疑あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定致しました。

教育長入場のため、暫時休憩致します。

(工藤教育長入場)

午後 3時09分 休憩

.....  
午後 3時09分 再開

○議長(西村 武) 会議を再開します。

ここで、教育長よりあいさつの申し出がありますのでこれを許します。工藤教育長。

○教育長(工藤素子) 発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。また、ただいまは議会のご同意を賜り、心から感謝を申し上げます。

これまで3年間、議員各位のご指導があつて本日の私がここにございます。改めて感謝を申し上げたいと存じます。浅学菲才の身ではございますけれども、今後も着実に一つひとつ成し遂げてまいりたく、引き続きご指導賜りますようどうぞ宜しくお願い致します。

【日程第43、同意第2号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について 及び  
日程第44、同意第3号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長(西村 武) 日程第43、同意第2号及び日程第44、同意第3号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを一括議題と致します。

同意第2号及び同意第3号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長(藤原一成) それでは、本日配付致しました議案書及び略歴をご覧ください。

同意第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により議会の同意を求める。

住 所 鴻上市飯田川飯塚字須崎62番地

氏 名 門間 勉

生年月日 昭和30年 7月13日

令和3年 2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、湖東地区行政一部事務組合議会議員の門間勉氏が令和3年4月19日付けで任期満了となるので、湖東地区行政一部事務組合規約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものでございます。

続いて、同意第3号でございます。

同意第3号、湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合規約第5条第1項の規定により議会の同意を求める。

住 所 潟上市昭和大久保字北野大崎道添226番地 1

氏 名 菅原権一郎

生年月日 昭和31年 8月28日

令和3年 2月22日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、湖東地区行政一部事務組合議会議員の高橋寛儀氏が令和3年3月31日付けで退任することから、湖東地区行政一部事務組合規約第5条第1項の規定により議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものでございます。

どうぞ宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） 同意第2号についてから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定致しました。

次に、同意第3号についてから、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願

います。

(起立全員)

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定致しました。

【日程第45、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第45、陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題と致します。

陳情第1号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。

本日はこれで散会致します。

なお、2月24日午前10時から本会議を再開しますのでご参集のほど宜しくお願い致します。

どうもご苦勞様でございました。

---

午後 3時15分 散会